

## 誓約書

泉州南消防組合（以下「消防組合」という。）の公共工事等に係る契約の履行に当たって、大阪府暴力団排除条例（以下「条例」という。）及び大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（以下「規則」という。）を守り、下記事項について誓約します。

### 記

- 1 規則第3条第1項各号のいずれにも該当しません。
- 2 条例第11条第2項の規定により、消防組合から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。
- 3 本誓約書その他の消防組合に提出した書面等を、消防組合が大阪府又は大阪府警察本部に提出することに同意します。
- 4 規則第8条及び第10条に規定する事項について、遵守します。

泉州南消防組合 管理者 様

令和 年 月 日

所在地

名称

代表者職氏名

印

（契約書に押印するものと同一の印）

代表者の生年月日

年 月 日

#### (1) 次の者は、規則第3条第1項各号に該当します。

- ①暴力団員
- ②自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- ③暴力団の威力を利用する目的などで、暴力団又は暴力団員に対し、金品等の利益又は役務の供与をした者
- ④暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動・運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- ⑤暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- ⑥役員等（事実上、経営に参加している者を含む。）が①から⑤までのいずれかに該当する事業者
- ⑦①から⑥のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、消防組合が発注する公共工事等の下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

#### (2) 元請負人は、次の事項を遵守しなければいけません。（規則第8条及び第10条関係）

- ①下請契約又は再委託契約を締結する前に下請負人に契約書を提出させなければいけません。誓約書を提出しない者を下請負人としてはいけません。
  - ②下請契約の前に、下請負人の名称等を、消防組合に通知してください。
  - ③下請契約、再委託契約、資材原材料の購入契約等の契約を締結する前に、相手方が入札参加除外者又は誓約書違反者に該当しないことを確認してください。
  - ④下請契約、再委託契約、資材原材料の購入契約等の契約を締結した者が、その契約を締結した日から契約期間が満了する日までの間に上記(1)に該当することとなったとき等は、その下請契約等の解除を求めなければいけません。（あらかじめ、契約書に暴力団排除条項を盛り込んでおく等の対応が考えられます。）
  - ⑤公共工事等に係る契約の履行に当たって、暴力団員又は暴力団密接関係による不当介入を受けたときは、速やかに消防組合に報告してください。
- ※下請負人には第2次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含みます。

- 今後とも、暴力団と一切関係を持ちません。 はい ・ いいえ
- 暴力団排除に取り組みます。消防組合の暴力団排除の施策に協力します。 はい ・ いいえ
- 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合は、入札参加除外者の指定を受け公表され、また、この契約を解除され、違約金を徴収されても異議ありません。 はい ・ いいえ